

請願第1号

高齢者の受療権を守る後期高齢者医療制度の見直しと保険料引き下げを
求める請願書

紹介議員

井上けんじ

【請願の要旨】

- 一、後期高齢者医療制度の廃止による新制度創設にあたっては、75歳以上高齢者の医療費を別枠管理し、抑制する構造を撤廃すると同時に、保険料額と給付量がリンクする財政構造を廃止した制度とする等、国に対して抜本改善を要望すること。
- 二、次年度以降の後期高齢者医療制度保険料の引き上げは行わず、引き下げるここと。同時に、一部負担金減免の拡充を行うこと。
- 三、保険料を払いたくても払えない被保険者に対する制裁的措置である短期被保険者証発行は行わないこと。

【請願の理由】

2008年4月創設の後期高齢者医療制度は、国民的な廃止を求める声に押され、現政権下での廃止が取りざたされています。実施後4年を迎え、制度が定着しつつあるとの評価もありますが、75歳以上高齢者の医療費を別枠で管理・抑制し、「保険料」と「給付量」をリンクさせ、結果的に医療費抑制のためのサービス提供制限につながる根本的な欠陥は何ら解決されていません。また、社会保障・税の一体改革素案で、見直しの方向としてあらためて明記された「高齢者医療制度改革会議とりまとめ」は、その欠陥をそのまま引き継ぐものとなっています。

新たな医療制度が、医療費抑制の手段ではなく、高齢者とこの国に暮らすすべての人に対し、必要な医療を必要なだけ保障するものとなるよう、国に対して要望していただくとともに、次年度からの保険料の引き上げは行わず、引き下げることを求めます。また、経済的な理由により、医療機関に行くことを躊躇し、さらに症状が重症化している高齢者が多数おられます。一部負担金減免の拡充や短期証発行中止は、そうした状況の打開の一助となると考えます。

2012年1月27日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議長 高橋 泰一朗 様

請願人：京都社会保障推進協議会 議長 津田 光夫
請願人住所：〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2
ラボール京都内 京都医労連気付
電話：075-801-2526 ファクシミリ：075-811-6170